

## あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」に係る指定管理者の候補者について

## 1 公の施設の名称

あきる野市障害者通所支援施設「希望の家」

## 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

## 3 指定管理者の候補者の概要

## (1) 名称

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

## (2) 住所

東京都あきる野市平沢175番地4

## (3) 事業内容

「社会福祉事業（地域福祉活動推進事業、介護保険等事業、こすもす福祉作業所運営など）」「公益事業（地域包括支援センター事業、秋川ふれあいセンター施設管理運営事業）」「その他事業（日本赤十字社事業、チャリティ事業への支援など）」など

## 4 指定管理者の候補者の決定までの経過

令和5年

5月12日（金） 福祉関係施設部会の開催（審査要領等の検討）

6月19日（月）～7月5日（水）

あきる野市指定管理者選定委員会委員への意見聴取（審査要領等）

7月24日（月） 指定管理者審査要領等の決定

9月4日（月） 指定申請書の提出

9月6日（水） あきる野市指定管理者選定委員会への諮問

9月25日（月） あきる野市指定管理者選定委員会の開催

9月25日（月） あきる野市指定管理者選定委員会からの答申

10月6日（金） 指定管理者の候補者の選定

## 5 指定管理者の候補者の審査方法

候補者の審査は、あきる野市指定管理者選定委員会において提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に審査を行った。

## 6 公募によらず社協を候補者とした理由

## (1) あきる野市指定管理者選定手続に関する福祉関係施設部会の同意について

令和5年5月に開催した「あきる野市指定管理者選定手続に関する福祉関係施設部会」において、ひばり分室の利用者が希望の家で安定した通所を継続するには、利用者の環境変化による負担を最小限に留める必要があること、そのためには、利用者及び家族と職員間における信頼関係の維

持や支援の内容を継続することが望ましいことから、一定の期間、現指定管理者に引き続き管理を行わせることが望ましいとの同意を得ている。

(2) 「協定書・事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っていること」について

ア 協定書・事業計画等に従い、労働法令の遵守や労働環境への適切な配慮を行い、事業計画書どおりの人員を配置し、職員の指導・育成及び研修を行っている。

イ 情報公開マニュアルを作成し、情報公開に対する体制を整備しており、ホームページ等により施設の情報公開に努めている。

ウ 利用者の通所に当たり、家庭の都合や利用者の体調等により、保護者と連絡調整を密に行うなど、利用者の平等な利用を確保し、サービスの提供に当たって公平な取扱いを行っている。

エ 利用者アンケート、全利用者の保護者面談及び電話対応による意見等を管理運営に反映することで、利用者へのサービスの向上を図っている。

オ モニタリングチェックシートの総合評価は「A」であり、利用者や保護者との信頼関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中で安定的かつ継続的なサービスの提供ができています。

(3) 「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について

ア 利用者である障がいのある方は、自分の身の回りの環境変化に対して非常に敏感であり、順応するのに時間がかかるため、各利用者の特性を深く理解している施設職員と利用者との信頼関係は非常に重要である。また、希望の家は保護者が数々の苦勞の末に開設した施設で、思い入れが強く、保護者と長期にわたり受託している社協との信頼関係も良好である。

イ 利用者の障害特性に応じた適切な支援ができ、安定したサービスの提供を行っている。

(4) 「収支計画書に基づく予算執行が適切になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について

令和3年度は、年間の施設の延べ利用者数が予定よりも少なかったことから、収入が計画に対し減少したが、支出も減少したため収支は安定している。

令和4年度は、年間の施設の延べ利用者数が回復し、支出が計画に対し増額となったが、利用者数の増加に伴い、自立支援費等の収入が増加したことから、収支は安定している。

(単位：円)

| 項目        |          | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度 |
|-----------|----------|------------|------------|-------|
| 収<br>入    | 指定管理料    | 14,518,492 | 15,180,532 |       |
|           | 自立支援費等収入 | 41,823,154 | 45,110,369 |       |
|           | その他の収入   | 641,604    | 414,844    |       |
|           | 計        | 56,983,250 | 60,705,745 |       |
| 支<br>出    | 人件費      | 48,619,720 | 48,644,654 |       |
|           | 維持管理経費   | 7,186,610  | 8,424,902  |       |
|           | その他の支出   | 1,176,920  | 2,873,330  |       |
|           | 計        | 56,983,250 | 59,942,886 |       |
| 収支(収入-支出) |          | 0          | 762,859    |       |

(5) 「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること」について

社協は、財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況であり、安定した行政サービスの提供が図られると判断できる。

上記(1)から(5)までの内容から、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ1(3)の「公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件」を満たすと考えられ、社協が引き続き、希望の家の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び相当程度の事業効果が見込めると判断できる。

※ 平成18年4月の指定管理者指定当初から、社協は障がい者福祉の向上に寄与する団体であると特定されるという理由により非公募としている。

## 7 収支見込み(別紙)

### 8 指定管理者の指定管理料

(1) 指定期間の総額 25,260,941円

(2) 減額理由

光熱水費等の維持管理経費の増額が見込まれるが、希望の家にひばり分室を集約することによる職員の減(令和6年度1人減、令和7年度1人減)に伴う人件費の減額が見込まれることから、指定管理料の(1年)平均年額を比較すると、年間約2,150,000円の減額を見込んでいる。

ア 令和3年度から令和5年度における指定管理料について

総額 44,341,716円

(1年)平均年額 14,780,572円・・・(ア)

イ 令和6年度から7年度における指定管理料

総額 25,260,941円

(1年)平均年額 12,630,470円・・・(イ)

(ア)－(イ)≒2,150,102円

9 指定管理者選定委員会における審査の結果

| 評価項目 |                            | 評価 |    |    |
|------|----------------------------|----|----|----|
|      |                            | 良い | 普通 | 悪い |
| 1    | 指定管理者としての管理運営の状況について       | 7  | 0  | 0  |
| 2    | 施設の管理運営に係る改善等の取組について       | 6  | 1  | 0  |
| 3    | 団体の経営方針について                | 6  | 1  | 0  |
| 4    | 施設の運営方針について                | 7  | 0  | 0  |
| 5    | 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について | 3  | 4  | 0  |
| 6    | 施設の管理運営について                | 4  | 3  | 0  |
| 7    | 人員配置・人材育成等について             | 6  | 1  | 0  |
| 8    | 収支見込みについて                  | 2  | 5  | 0  |
| 9    | 苦情処理体制について                 | 2  | 5  | 0  |
| 10   | 第三者評価への取組について              | 5  | 2  | 0  |
| 11   | 個人情報の保護対策及び情報公開について        | 2  | 5  | 0  |
| 12   | 危機・安全管理体制について              | 3  | 4  | 0  |
| 13   | 地域や他施設との連携について             | 6  | 1  | 0  |
| 評価合計 |                            | 59 | 32 | 0  |

10 指定管理者の候補者の決定

あきる野市は、社協を公募によらず指定管理者の候補者とする事について、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問をした結果、当該委員会から異議がない旨の答申を得たことから、社協をあきる野市障害者通所支援施設「希望の家」の指定管理者の候補者に決定した。